

## 小郡市監査委員公表第9号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和2年5月25日

小郡市監査委員 原 田 裕 子  
小郡市監査委員 井 上 勝 彦

### 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

### 記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和2年4月6日から令和2年4月24日まで
- 2 監査対象 市民福祉部 人権・同和対策課
- 3 監査範囲 平成31年4月1日から令和2年2月29日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務の執行及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。
- 5 監査方法 監査対象課等に事前に関係書類等の提出を求め、提出された関係書類等に基づいて検査照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査を行った。

#### 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局より監査対象課に対して指導した。

- 1 指摘事項（改善が必要であると認められるもの）  
特になし
  
- 2 事務局指導事項（指摘事項に至らない軽微な事項）
  - (1) 文書事務（1件）
    - ①文書管理が適正でないもの
  - (2) 収入事務（1件）
    - ①施設使用料徴収事務が適正でないもの
  - (3) 旅費支払事務（1件）
    - ①出張命令が適正でないもの
  - (4) 補助金支払事務（1件）
    - ①交付申請書に不備があるもの
  - (5) 支出事務（1件）
    - ①支出負担行為の手続きが適正でないもの
  - (6) 契約事務（4件）
    - ①契約期間が適正でないもの
    - ②必要書類の提出がなされていないもの

(注) 事務局指導事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

指摘事項及び事務局指導事項については、以上のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。